

(仮称) 大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書のあらまし

令和2年3月 名古屋市
名古屋港管理組合


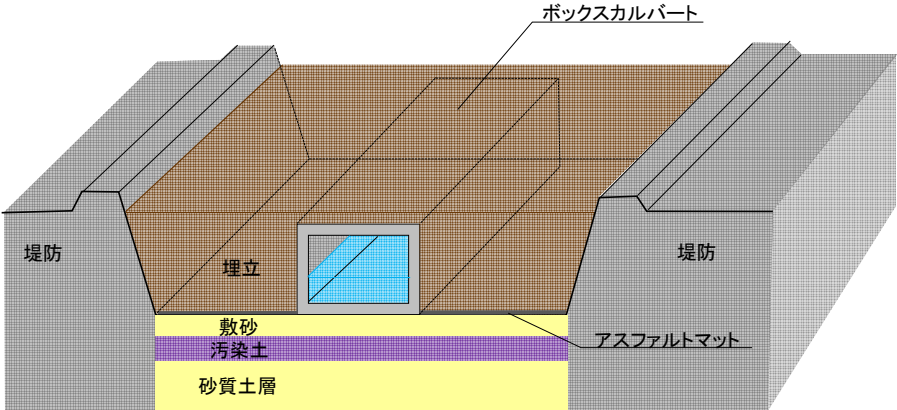
平素は、本市の河川行政及び本組合の港湾行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
大江川の河床には、有害物質を含む汚染土が、昭和50年代の公害防止事業により封じ込められており、南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時にその汚染土が露出・拡散することが懸念されています。本市及び本組合では、地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、大江川の公有水面の埋立てを計画しております。

この度、名古屋市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成しましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、本事業を進めるにあたり、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮し、環境への影響を極力低減するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業の概要

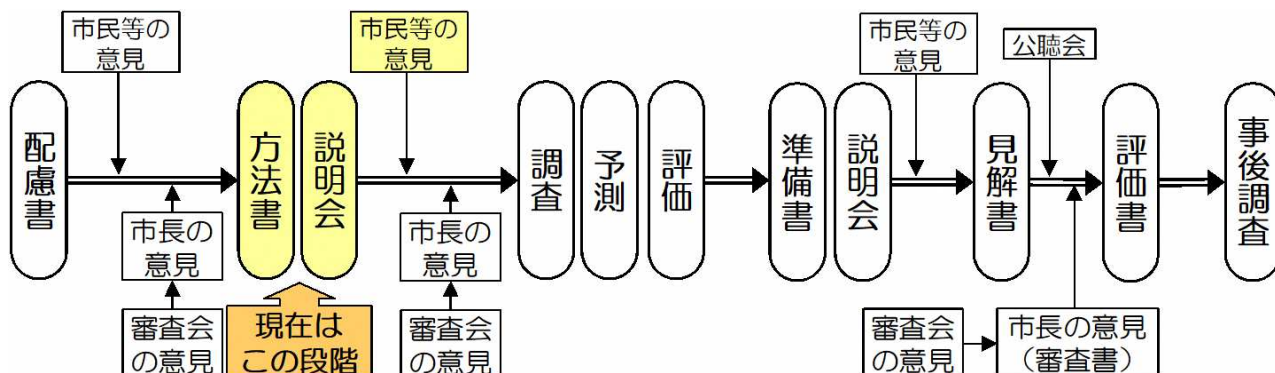
河川を埋立てることにより、汚染土の露出・拡散を防ぎます。河川水はボックスカルバート（暗渠）で通水を行います。埋立て後は、緑地として整備することを想定しています。

事業者の名称	名古屋市 及び 名古屋港管理組合
対象事業の種類	公有水面の埋立て
事業予定地の位置	名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで 
事業規模	〔埋立区域の面積〕 10.3ha
工事予定期間	約 10 年間
概要図（断面図）	

環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価制度とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業とすることを目的とした仕組みです。

方法書は、配慮書に対して市民の皆様から頂いたご意見や市長の意見を踏まえ、調査・予測・評価を行う手法や環境保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものです。



環境影響評価の項目

以下の表内の「●」のある項目について、環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。

影響要因の区分 環境要素の区分		工事中			存在・供用時
		水面の埋立て	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	埋立地の存在
大気質	二酸化窒素	-	●	●	-
	浮遊粒子状物質	-	●	●	-
	粉じん	●	-	-	-
悪臭	特定悪臭物質及び臭気指数	●	-	-	-
騒音	建設作業騒音	-	●	-	-
	道路交通騒音	-	-	●	-
振動	建設作業振動	-	●	-	-
	道路交通振動	-	-	●	-
水質・底質	人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類	●	-	-	-
	浮遊物質	●	-	-	-
	化学的酸素要求量	-	-	-	●
地下水	人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類	●	-	-	-
地盤	地盤変位	●	-	-	-
安全性	交通安全	-	-	●	-
廃棄物等	廃棄物等	●	-	-	-
植物	重要な種・群落	●	-	-	●
動物	重要な種 注目すべき生息地	●	-	-	●
生態系	地域を特徴づける生態系に 応じた注目種等	●	-	-	●
水循環	水象	-	-	-	●
人と自然との 触れ合いの活動の場	-	-	●	-	-
温室効果ガス等	温室効果ガス	-	●	●	-

調査・予測・評価の手法

●調査・予測の手法

調査は、前頁の表の項目について、既存資料調査及び現地調査を行います。

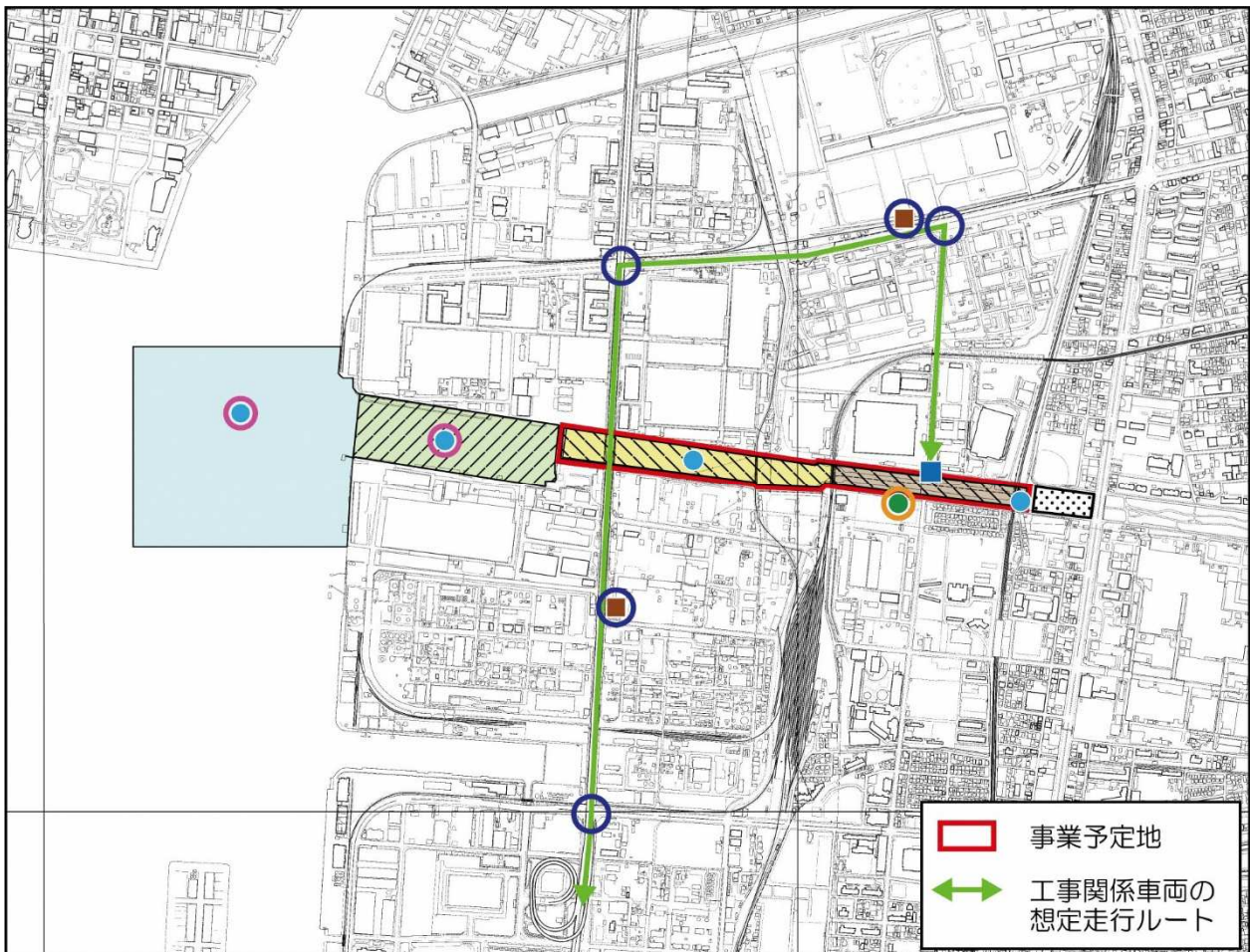
予測は、調査結果及び事業計画等を踏まえ、周辺環境に及ぼす影響について、数値解析等の予測手法を用いて行います。

●評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、事業実施による環境影響が実行可能な範囲で回避または低減されているか、環境の保全について適切に配慮されているかを検討・評価します。

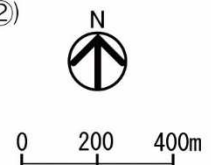
また、国や自治体により基準又は目標・指針等が示されている場合には、それらを満たしているかを評価します。

【現地調査地点】



現地調査地点

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ○ 特定悪臭物質、臭気指数 (1 地点) | ▨ 陸生植物・動物 (大江川緑地) |
| ● 環境騒音・振動 (1 地点) | ▨ 陸生植物・動物 (事業予定地内) |
| ■ 道路騒音・振動 (2 地点) | ▨ 陸生植物・動物 (海側) |
| ○ 自動車交通量 (5 地点) | ■ 水生植物・動物 (事業予定地内①) |
| ■ 歩行者及び自転車交通量 (1 地点) | ■ 水生植物・動物 (事業予定地内②) |
| ● 水質・底質 (4 地点) | ■ 水生植物・動物 (海側) |
| ○ 水象 (2 地点) | ■ 水生植物・動物 (海域) |



方法書の縦覧・閲覧、説明会、意見の提出について

方法書（本書はその概要版です）をご覧ください。

●期間：令和2年3月25日（水）～令和2年4月23日（木）

場 所	時 間
名古屋市環境局地域環境対策課 （市役所東庁舎5階）	午前8時45分～午後5時15分 （土曜日、日曜日を除く。）
名古屋市緑政土木局河川工務課 （市役所西庁舎6階）	
港区役所及び南区役所	
名古屋市環境学習センター（エコパルなごや） （伏見ライフプラザ13階）	午前9時30分～午後5時 （月曜日を除く。）
名古屋市南生涯学習センター	午前9時～午後9時（日曜日は午後5時まで） （第2水曜日を除く。）
名古屋港情報センター （名古屋港管理組合本庁舎6階）	午前9時～午後5時15分 （土曜日、日曜日を除く。）

名古屋市ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）または、
名古屋港管理組合のウェブサイト（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）でもご覧いただけます。

方法書に関する説明会の中止について

広報なごや3月号で「実施事業者による方法書説明会」を3/27に開催する旨お知らせいたしましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、名古屋市環境影響評価条例第11条の2-4*の規定により、開催することができない場合と判断し、この度の説明会は中止とさせていただきます。なお、事業予定地周辺にお住いのみなさまに対しては、説明会資料などの回覧により、その開催に代えさせていただきます。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ 条例第11条の2-4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰ることができない事由により方法書説明会を開催することができない場合には、対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、方法書要約書の提供その他の必要な措置を講ずることにより、当該方法書説明会の開催に代えることができる。

方法書への環境の保全の見地からの意見が提出できます。

環境の保全の見地からの意見を郵送、持参または電子メールで提出できます。

〔期 間〕 令和2年3月25日（水）～令和2年5月8日（金）（必着）

〔記載事項〕 ①方法書の名称 ②住所・氏名 ③環境の保全の見地からの意見

〔郵送・持参〕〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局 地域環境対策課 環境影響評価係

〔電子メール〕asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

《お問い合わせ先》

名古屋市緑政土木局 河川部 河川工務課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2897

（受付時間：土曜日、日曜日、祝休日を除く午前8時45分～午後5時15分）

名古屋港管理組合 建設部 事業推進課

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号

電話 052-654-7929

（受付時間：土曜日、日曜日、祝休日を除く午前8時45分～午後5時15分）

本書に掲載した1/40,000の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25,000を、1/20,000の地図の下図は、「名古屋都市計画基本図（縮尺1万分の1 平成29年度）」を使用したものです。（このパンフレットは、古紙/リップを含む再生紙を使用しています。）